## 大阪市建築美観誘導制度事前協議要綱

制 定 昭和 57 年 1 月 1 日 最近改正 平成 26 年 11 月 14 日

(目的)

第1条 この要綱は、本市の一定地域における建築美観を維持し及び増進するために必要な措置を定め、もって良好な都市景観の形成に資することを目的とする。

### (用語の定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 建築美観誘導路線 別表1に掲げる街路(同表の区間内に限る)をいう。
  - (2) 建築美観誘導地区 建築美観誘導路線に面する敷地のうち、別表1の区間をいう。
  - (3) 建築美観誘導基準 別表2に定める基準をいう。
  - (4) 申請者 次条に規定する事前協議の対象となる行為を行おうとする者をいい、建築物を建築する場合は建築主、外観の過半にわたる模様替をする場合は建築主又は建物所有者、屋外広告物を設置する場合は建物所有者又は設置者とする。

#### (事前協議)

- 第3条 申請者が建築美観誘導地区内の敷地において建築物を建築する場合もしくは建築美観誘導路線及びその他の道路に面する外観の過半にわたる模様替をする場合又は屋外広告物を設置(意匠変更の場合を含む)する場合は、建築美観誘導事前協議申出書(様式1)により、当該計画(以下「建築計画」という。)を市長に申し出て、建築美観誘導基準に基づいて協議を行うものとする。
- 2 申請者は、前項の建築計画の作成にあたっては建築美観誘導基準に適合するよう努めるものとする。
- 3 申請者は次の各号に定める時期に第1項の申し出を行うものとする。
- (1) 建築物を建築する場合 建築確認申請前
- (2) 模様替をする場合 建築確認申請前又は工事の着手前
- (3) 屋外広告物を設置する場合 屋外広告物許可申請前又は工事の着手前

### (工事完了の報告)

第4条 申請者は、前条第1項による申し出を行った工事が完了した際は、工事完了届(様式2)により速やかに市長に届け出なければならない。

#### (奨励措置)

- 第5条 市長は建築美観誘導基準に適合する建築計画を作成し、実施する申請者に対して、次の奨励 措置を講ずるものとする。
  - (1) 建築物の容積割増しに関すること
  - (2) 建築物の共同化計画に関すること

#### (事務)

第6条 この要綱の実施についての事務は都市計画局が行う。

#### (実施の細目)

第7条 この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要領は昭和57年1月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の際に大規模建築物の建設計画の事前協議又は建築確認についてすでに本市と事 前協議を行っている建築計画で、その変更が困難と認められるもの及び仮設建築物については、こ の要領を適用しない。

附則

- 1 この要領は平成7年1月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の際に、建築基準法第6条1項に規定する建築確認申請、「大規模建築物の建設計画の事前協議要領に関する取扱要綱」に基づく申し出手続き又は屋外広告物許可申請を終えた計画で、その変更が困難と認められるもの及び仮設建築物については、この要領は適用しない。

附則

- 1 この要領は平成7年6月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の際に、建築基準法第6条1項に規定する建築確認申請、「大規模建築物の建設計画の事前協議要領に関する取扱要綱」に基づく申し出手続き又は屋外広告物等ですでに本市と美観基準に関する事前相談を行っている計画で、その変更が困難と認められるもの及び仮設建築物については、この要領は適用しない。

附則

- 1 この要領は平成9年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の際に、建築基準法第6条1項に規定する建築確認申請、「大規模建築物の建設計画の事前協議要領に関する取扱要綱」に基づく申し出手続き又は屋外広告物等ですでに本市と美観基準に関する事前相談を行っている計画で、その変更が困難と認められるもの及び仮設建築物については、この要領は適用しない。

附則

1 この要領は平成13年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は平成25年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の際に、建築基準法第6条1項に規定する建築確認申請、「大規模建築物の建設計画の事前協議要領に関する取扱要綱」に基づく申し出手続き又は屋外広告物等ですでに本市と美観基準に関する事前相談を行っている計画で、その変更が困難と認められるもの及び仮設建築物については、この要領は適用しない。

附 則

1 この要領は平成26年1月10日から実施する。

2 この要領の実施の際に、御堂筋本町南地区地区計画の区域内で、現に建築物等の工事に着手しているものについては、当該工事の完了まで、改正前の同要領に基づく手続きを行うものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は平成26年11月14日から施行する。
- 2 この要綱の施行までに、建築基準法第6条第1項に規定する建築確認申請、「大規模建築物の建設計画の事前協議要領に関する取扱要綱」に基づく申し出手続き又は屋外広告物等ですでに本市と美観基準に関する事前相談を行っている計画で、その変更が困難と認められるもの及び仮設建築物については、この要綱は適用しない。

# 別表1 (要綱第2条第1号関係)

## 建築美観誘導路線

番号	番号 街路 区間									
田勺	月頃									
1	なにわ筋	国道2号~千日前通	福島区福島1丁目及び2丁目から							
1	ノよくこなり別り		浪速区幸町1丁目及び2丁目まで							
2	国道2号	御堂筋~なにわ筋	北区梅田1丁目及び曽根崎新地1丁目から							
	国坦 4 万	1甲星朋~なに47朋	福島区福島1丁目及び5丁目まで							
2	+H <i>(x)</i> *	工化提通。工口最通	中央区北浜1丁目及び2丁目から							
3	堺筋	土佐堀通~千日前通	中央区日本橋1丁目まで							
		十四部。 4.44.12	北区梅田3丁目及び角田町から							
4	御堂筋	大阪駅前~土佐堀通	中央区北浜3丁目及び4丁目まで							
4	仰星肋	10000000000000000000000000000000000000	中央区心斎橋筋1丁目及び西心斎橋1丁目から							
		長堀通~難波西口	中央区難波4丁目及び5丁目まで							
5	四ツ橋筋	大阪駅前~千日前通	北区梅田1丁目及び3丁目から							
Э	四ノ惝肋	八败歌丽~干口刖趄	浪速区湊町1丁目まで							
C	工 <i>什</i> ·根·泽	/ハロエなか - チェリティーなか	中央区天満橋京町から							
6	土佐堀通	谷町筋〜なにわ筋	西区土佐堀1丁目及び江戸堀1丁目まで							

# 別表2(要綱第2条第3号関係)

# 建築美観誘導基準

<b>架夫既</b>											
1. 各地区の歴史と地域	或性を考慮しつつ、より個性豊かなまちなみの形成に努める。										
2. 小規模な敷地又は建築物は共同化に努める。											
3. 公園、河川、橋梁その他修景上ポイントとなる建築物などの景観要素を生かし、これと調和させる。											
4. 街路沿いの敷地部分	分に緑地又は歩行者用通路などのオープンスペースを設けるよう努める。										
5. まちなみに群として	まちなみに群としてまとまりが生まれるよう、建築物の高さは道路幅とのプロポーションを配慮して計画する。										
	上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架ス										
建築美観誘導地区名	国道2号	なにわ筋	四ツ橋筋								
区間	御堂筋~なにわ筋/北区梅田1丁目、曽根崎新地1丁目(御堂筋との	177									
EAIHJ	交差点)~福島区福島1丁目、5丁目(なにわ筋との交差点)	阪駅前)~浪速区湊町1丁目(湊町交差点)									
	キタのターミナルに接続する地区として、多数の人々を惹きつけるよ	~浪速区幸町1丁目、2丁目(千日前通との交差点) なにわ筋は街路幅員が広く、歩道もゆったりとしているうえ、靭公園の									
人的的中心出行行的	うな明るくにぎわいのあるまちなみとしていく。	緑に恵まれている。また、周辺地域においては共同住宅の建設により居									
	特に建築物の更新が一定時期に行われると予測される街路拡幅事業	住者の増加が予想される。したがって、なにわ筋は従来の商業、業務の									
	区間においては、以下の誘導基準をベースに、街のにぎわいの増進の		める。   したがって、新規の建築物については、アクセントとなる花と緑のポ								
	ため、建築物、広告物のデザイン、1階部分の形態などについて、具		ットスペースを設け、緑豊かな地区として特徴づけるとともに、楽し								
	体的なイメージプランづくりを行う。	このため沿道建物においてオープンスペースを確保し、その部分の緑化	歩けるしゃれた街としていく。								
			多りなしやれた倒としていく。								
		を推進することにより、一層緑影濃い地区として特徴づけるとともに、									
1 法放此 0 五 思 入 )		アクセントとなるようなしゃれた店舗などの立地の誘導に努める。									
1. 建築物の配置など		外壁はできるだけ (敷地面積が 500 ㎡を超えるものは 4 m以上) 街路か	外壁は街路から 1 m以上 (敷地面積が 500 ㎡を超えるものは、2 m以上 (製造する)。 アル・スト におり かけって (乗り出しる) の ぱん しっこう								
and total to the f		楽しめるよう計画された店舗についてはこの限りではない。 4階以上	設け、この部分については、できるだけ夜間の照明をする。								
2. 建築物の高さ		梅田から中央大通までの区域は6階以上、中央大通から千日前通までの									
	区域は4階以上										
3. 建築物の間口幅及 び建築面積	建築物の間口幅は 10m以上、建築面積は 200 ㎡以上とする。ただし、	隣接建築物と共同で計画されたものは、この基準に関しては、一の建築物	勿とみなす。								
	<ul><li>①明るくにぎわいのあるものとする。</li><li>①街路樹などの緑と調和を図りしゃれたものとする。</li></ul>										
など	①所なくにさわいのあるものとする。										
<i>'</i> & C	②汚れにくいもの、又は維持官理の谷易なものとする。 ③当該街路から見える建築物の側面についても前面と同様の配慮をする。										
		<i>°</i> √₀									
5. 1階部分の形態	①シャッターは原則としてグリルシャッターとする。	①シャッターは原則として当該街路に直接面する位置に設けない。やむ									
		を得ず設置する場合は、グリルシャッターとする。また、街角の部分									
	には、花又は花木を植えられる施設をできるだけ設ける。										
	②ショーウィンドーなどの設置に努める。										
	③車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。										
	④サービスヤード、駐車場は植栽などで囲うものとする。										
6. 建築設備など	①配管類は、原則として隠ぺいする。										
	②高架水槽、クーリングタワーなどを屋上に設置する場合は、柵などで遮へいするなど、意匠面での配慮をする。										
	③テレビアンテナは共同視聴型とする。										
	<ul><li>④洗濯物などが当該街路から直接見えないような構造とする。</li></ul>										
7. 広告物	①広告物の意匠は明るいものとする。	①広告物の意匠はしゃれたものとする。	①広告物の意匠は明るいものとする。								
	②窓面利用の広告物は設置しない。										
		②広告物の表示面積は、建築物の各面毎に外壁面積の 1/10 以内、かつ 50 m以内とする。	50 ㎡以内とする。								
		③壁面から突出する広告物の道路への突出幅は 1.5m以内とし、広告物									
		の下端までの高さは3.5m以上とする。	の下端までの高さは3.5m以上とする。								
		④点滅又は動く広告物は原則として設置しない。	④点滅又は動く広告物は原則として設置しない。								
		⑤窓面利用の広告物は設置しない。	⑤窓面利用の広告物は設置しない。								
Ĭ		②心田41/11ペパロ12/14日12/14日 しょく・。	②心囲作のなりは以直しない。								

建築美観誘導地区名	御堂筋	土佐堀通							
区間	大阪駅前〜難波西口(土佐堀通〜長堀通を除く)/北区梅田3丁目、角田町(大阪駅前)〜中央区北浜3丁目、4丁目(土佐堀通 との交差点)及び、中央区心斎橋筋1丁目、西心斎橋1丁目(長堀通との交差点)〜中央区難波4丁目、5丁目(難波西口)	谷町筋〜御堂筋の沿道北側/ 中央区天満橋京町(谷町筋と の交差点)〜北浜3丁目(御 堂筋筋との交差点)	谷町筋〜四ツ橋筋の沿道南 側/中央区天満橋京町(谷町 筋との交差点)〜西区江戸堀 1丁目(四ツ橋筋との交差 点)	四ツ橋筋〜なにわ筋/西区 土佐堀1丁目、江戸堀1丁 目	土佐堀通〜千日前通/中央区北浜1丁目、2丁目(土佐堀通との交差) 〜中央区日本橋1丁目(千日前通との交差点)				
美観誘導の基本方向	御堂筋は、大阪のシンボルストリートであり、これまで形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図る。このため、新規の建築物の意匠、形態などは、まちなみの連続感、統一感を創り出すものであるとともに、ショーウィンドーの設置など1階部分の形態に特に配慮し、花と緑のあふれた楽しく快適に歩けるシンボル・ストリートを目指すとともに、キタ、ミナミのターミナルに接続する区域については、多くの人々を惹きつける魅力的な街としていく。	区に平行する街路であるので、 必要がある。 このため、大川・中之島に面す 態等について、水辺景観との関	大阪を代表する優れた水辺景観 「る部分については、建築物のデ 駅連を十分配慮したものとしてい 気道が狭いのでこれを補完するた	このため、新規の建築物の規模、意匠などについては、まちなみの追感、統一感を創り出すものであることが必要である。 一方、歩行者交通量に比して歩道が狭いのでこれを補完するため、愛					
1. 建築物の配置など	外壁は街路から2m以上後退し、その部分は花や緑の設置に努める。	大川・中之島への見通しが得 られるよう計画などに工夫す る。	1階の外壁は、街路から2m 以上後退しその部分は歩行 者用通路とする。	外壁はできるだけ街路から 後退し、その部分は緑化に 努める。	1階の外壁は街路から2m以上後退し、その部分は歩行者用通路とす				
2. 建築物の高さ	6階以上	4階以上			土佐堀通から長堀通までの区域は6階以上、長堀通から千日前通までの区域は4階以上				
3. 建築物の間口幅及び 建築面積	建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200 m以上とする。ただし、隣	要建築物と共同で計画されたも <i>0</i>	のは、この基準に関しては、一の	建築物とみなす。					
4. 外壁の材料・色彩など	①汚れにくいもの、又は維持管理の容易なものとする。 ②当該街路から見える建築物の側面についても前面と同様の配慮をす る。		管理の容易なものとする。 )側面についても前面と同様の配 を物の壁面については、前面と同	<ul><li>①落ち着いた感覚のものとする。</li><li>②汚れにくいもの、又は維持管理の容易なものとする。</li><li>③当該街路から見える建築物の側面についても前面と同様の配慮をする。</li></ul>					
5. 1階部分の形態	①ショーウィンドー、ショールームの設置、花又は花木の植栽など、歩行者が楽しく歩けるよう工夫する。 ②街角の部分には、花又は花木を植えられる施設をできるだけ設ける。 ③シャッターは原則としてグリルシャッターとする。 ④車の出入り口は、原則として当該街路に面して設けない。 ⑤サービスヤード、駐車場は植栽などで囲うものとする。	どの設置に努め、大川・中 之島への見通しを確保する よう工夫する。 ②街角の部分には、花又は花木		①シャッターは原則としてグリルシャッターとする。 ②ショーウィンドーなどの設置に努める。 ③車の出入り口は、原則として当該街路に面して設けない。 ④サービスヤード、駐車場は植栽などで囲うものとする。					
6. 建築設備など	<ul><li>①配管類は、原則として隠ぺいする。</li><li>②高架水槽、クーリングタワーなどを屋上に設置する場合は、柵などで 遮へいするなど、意匠面での配慮をする。</li><li>③テレビアンテナは共同視聴型とする。</li><li>④洗濯物などが当該街路から直接見えないような構造とする。</li></ul>	柵で遮へいするなど、意匠面 こうな構造とする。	<ul><li>①配管類は、原則として隠ぺいする。</li><li>②高架水槽、クーリングタワーなどを屋上に設置する場合は、柵で遮いするなど、意匠面での配慮をする。</li><li>③テレビアンテナは共同視聴型とする。</li><li>④洗濯物などが当該街路から直接見えないような構造とする。</li></ul>						
7. 広告物	①広告物の意匠はしゃれたものとする。 ②広告物の表示面積は建築物の各面毎に外壁面積の1/10以内かつ50㎡以内とする。 ③壁面から突出する広告物の突出幅は1m以内とし、広告物の下端までの高さは3.5m以上とする。 ④点滅又は動く広告物は原則として設置しない。 ⑤窓面利用の広告物は設置しない。	①大川・中之島から見える壁面 ②広告物の意匠は明るいものと ③壁面から突出する広告物の道 3.5m以上とする。	面及び屋上に広告物を設置しない さする。 道路への突出幅は 0.6m以内とし の各面毎に外壁面積の 1/10 以内に こして設置しない。	①広告物の意匠は落ち着いたものとする。 ②広告物の表示面積は、建築物の各面毎に外壁面積の 1/10 以内、か					

<sup>(※)</sup> ただし、掲出期間が1ヵ月以内の広告物 又は 四ツ橋筋・御堂筋の大阪駅前から国道2号までの区間及び御堂筋の難波駅前から道頓堀橋北詰までの区間においてデジタルサイネージを設置する場合は、別途定める「大阪市建築美観誘導制度におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」によることができる。

別表3 必要な提出書類一覧(要綱第3条第1項、要綱第4条関係)

124 15 .	3+ 65 44 60 57 34 + 34 14 54 4 . I . +	
様式 1	建築美観誘導事前協議申出書 	正・副2部作成すること
		※提出は正のみ、事前協議成立後に副に協議済の押印
		を行う
<b>※</b> 1	付近見取図	縮尺 (1/2500 以上)、方位、道路、目標となる地物を
		記載すること
	配置図兼1階平面図	縮尺(1/1000 以上)、方位、敷地の境界・寸法、敷地
		内の建築物の位置、外壁の後退距離、植栽及び広告物
		の位置、舗装の仕上げ材料を示すこと
	各階平面図	縮尺 (1/200以上)、方位、間取りを示すこと
	立面図(着色)	縮尺 (1/200 以上)、敷地境界線、外壁の仕上げ材料、
		広告物の位置及び形状を示すこと
		*既存広告物についても表記すること
	断面図	縮尺 (1/200 以上)、建築物の高さを示すこと
	広告物意匠図 (着色)	広告物の表示面積(文字等の場合は外郭線で囲まれた
		面積)、広告物表示面積の建築物の立面面積に対する割
		合を示すこと
	透視図 (着色)	道路の反対側の歩行者の視点により作成すること
	委任状	*手続き等に関して、代理人に委任する場合
	その他	市長が必要と認めるもの
様式2	工事完了届	
<b>※</b> 1	写真方向図	
	完了写真	カラー写真とし、撮影日時を記載すること

部数の指定がないものについては、原則1部とする。

(※1) それぞれ様式1、様式2の必要添付書類とする。

平成 年 月 日

大 阪 市 長 様

申請者 住 所

氏 名

印

(法人その他の団体の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

# 建 築 美 観 誘 導 事 前 協 議 申 出 書 (□建築物 □広告物)

大阪市建築美観誘導制度事前協議要綱第3条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり 申し出ます。

計	画	0	名	称														
代	理人	の	住 所	•	(代理人	を定める場合	今のみ記載	載)										
氏	名	• 追	<b>上</b> 終	先		電話番号												
敷	地	の	位	置		観誘導地 大阪市			区			-						
地	域	•	地	区														
	建築	连物	の用	途						工	事	種	別					
建					申請	部 分	申請	以外の音	『分	合			計	敷	地	と	の	比
築	敷	地	面	積		m²							m²					
計画	建	築	面	積		m²		m²					m²	建べ	い率			%
の	延	ベ	面	積		m²			m²				m²					
概	容積	責対	象面	積		m²			m²				m²	容積	率			%
要	構			造					造	階			数					
	高			さ					m	(均	<b>塔屋</b> 占	最高高	事さ				1	n)
<b>%</b> 5	受付欄				※受付金	年月日		平成		年		月		日				
					※受付	番号		(	)	第		_		号				
					※通知4	年月日												
					備考													

提出部数は1部です。 ※のある欄は記入しないでください。

平成 年 月 日

大 阪 市 長 様

申請者 住 所

氏 名

印

(法人その他の団体の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

# 工事完了届 (□建築物 □広告物)

大阪市建築美観誘導制度事前協議要綱第4条の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり届け出 ます。

計	画	の	名	称									
協議申出書の受付番					受付	番号	(	)	第	_	-	号	
号	及で	ゾ 年	月	日	年 月	目	平成		年	月		日	(※協議済日)
敷	地	の	位	置	建築美額	誘導地	区名 _						
灰	1년	V	71/.	<b>声</b>	所在地	大阪市			区				
工	事	完	了	日	平成	年	月		日				
エ	事	監	理	者	(工事監理者又は代理者を定めた場合のみ記載)								
又	は	代	理	者						信	電話番	号	
※受	を付欄	III.			※完了検査の実施								
					□≉	完完	成 了検査の 了検査!		1	月	日		時
						•							

提出部数は1部です。 ※のある欄は記入しないでください。